令和８年度「障害者雇用アンケート調査」　企画提案仕様書

１　委託業務の目的

本県の令和７年６月１日現在の民間企業の障害者実雇用率は3.27%で全国１位の一方、雇用義務のある企業の約４割が法定雇用率未達成であり、そのうち６割超を障害者を１人も雇用していない「０人企業」が占めるなど、一部の企業に雇用が偏在している構造的課題がある。また、令和８年７月の法定雇用率引き上げにより対象事業主の範囲が拡大されたことに伴い、障害者雇用における相談や支援の需要が高まると見込まれる。

本調査は、県内企業における障害者雇用の実態や課題、公的支援機関の活用状況や課題を体系的に調査・分析することで、企業等に対する効果的な支援を検討し、障害者雇用の促進に資することを目的とする。

２　業務内容

⑴　障害者雇用における雇用実態、就労実態を明らかにするため、以下のとおり調査を実施する。

①　調査期間　契約締結日～令和９年２月28日までに実施する。

②　調査方法　オンライン調査又は書面調査

③　調査対象、調査件数等は以下のとおりとする。実態把握を高めるために行う調査内容の追加、変更等を可能する。

ア	調査対象	厚生労働省が行う障害者雇用状況報告書(令和８年６月１日現在)の対象事業主 ※企業全体の常用雇用労働者（除外率により除外すべき労働者控除した数）が40.0人以上の沖縄県の事業主 ※事業者の基本情報は県より提供する	
	調査件数	1,300社程度	
	調査内容	障害者雇用状況	法定雇用率の達成状況、雇用している障害者の障害種別・雇用形態・業務内容　等
		社内体制	経営陣の理解度、採用・定着における予算、担当体制、他部署連携、社内研修　等
		課 題 等	**【採用】**過去の雇用実績・離職理由、今後の雇用意向、採用・受入に不安を感じる障害種別、着手できない理由、採用に関する課題又は求める支援　等 **【雇用管理、定着】**今後の雇用拡大意向、管理・定着不安を感じる障害種別、日常指導コミュニケーションの苦慮点、現場指導担当者の負担感、評価・キャリアアップ制度、管理・定着に関する課題又は求める支援　等
		支援機関の利用状況	利用状況、満足度・不満点、利用手続き障壁、施策要望　等
		そ の 他	行政への要望、自由意見　等

イ	調査対象	①障害者就業・生活支援センター　　６センター ②就労移行支援事業所・就労継続支援Ａ型事業所　　100 事業所程度 ※事業者の情報は県より提供する	
	調査内容	課　　題	障害者及び企業を支援するうえでの障壁、課題　等
		そ の 他	自由意見　等

④　調査票の作成　上記の調査票を作成すること。又調査票と併せて、記入要領等を作成すること。

⑤　問合せ回答　調査票に問合せ先を表示し、調査内容に関する問い合わせに回答すること。

⑥　配布、回収方法　回収率の目標を40%程度とし、目標を達成するための発送・回収方法等について企画提案すること。

⑦　調査票の回収に加えて、実態把握を高める方策等があれば、提案すること。

⑵　上記⑴の調査結果を、県内における今後の障害者雇用施策立案に資する基礎資料としてまとめ、以下の内容について調査報告書を作成する。

なお、調査報告書は、調査結果の正確性・妥当性、分析の客観性及び説得力や、報告書のわかりやすさ等に留意し、作成することとする。

①　事業者等から回収した調査票を元に集計し、障害者雇用の取組状況及び今後の検討状況を分析すること。

②　達成企業、未達成企業、障害者を1人も雇用していないゼロ人企業毎及び、産業別、地域別、労働者総数等の分類も掛け合わせその要因も含め、分析を行うよう努めること。

③　障害者雇用における採用課題や雇用管理・定着における課題について分析すること。

④　国や県、支援機関における役割や取組を整理のうえ、支援機関の認知、利用状況、要望について分析すること。

⑤　上記、①から④について、他都道府県の取組や事例も情報収集し、分析及び考察に活かすこと。

⑥　上記、①から⑤に基づき、障害者雇用施策について提言すること。その際に、令和８年７月から法定雇用率の対象となった事業主（常用雇用労働者が37.5人以上）への支援も考慮すること。

３　業務期間

契約締結日から令和９年３月31日

４　業務実施体制

⑴　連絡体制

本業務の実施に当たり、受託者は専任の担当者を配置し、当該担当者は沖縄県との全ての調整に対応すること。

⑵　専門家等の意見反映

調査方法、調査報告書の作成にあたり、学識経験者や実務経験を有する者など専門家の意見を反映させること。

⑶　業務進捗管理

沖縄県に対し、調査票の配布、回収、審査等に進捗報告を行うほか、定期的に沖縄県との連絡会議を開催すること。

5　受託者における経費の計上及び限度額

各経費は税抜価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、予算の範囲内で見積もること。経費の費目については以下の内容とし、月数、回数、個数等、見積条件がわかるよう明記するとともに、経費ごとに設定単価の根拠となる基準表等を添付すること。

⑴　人件費

⑵　事業費

①　旅費

職員の出張に係る経費。

②　需用費

事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費や、事業で使用する調査票、記入要領、調査説明資料、調査報告書等の印刷製本（外部発注を除く。）に関する経費等。

③　その他必要経費

事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。

⑶　再委託費（※原則制限されるが、県の承認を得た場合のみ認められる）

事業を行うのに必要な経費であり、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものの一部を委託するのに必要な経費であり、沖縄県の承認を得たものに限る。

⑷　一般管理費（諸経費）

経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費（（1）人件費＋⑵事業費）×10/100以内で計上する。小数点以下切り捨て。）

⑸　消費税

（(1)人件費＋(2)事業費＋(3)再委託費＋(4)一般管理費）×消費税率

6　委託業務の経理

本業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、次の事項に留意して経理を行うこと。

⑴　委託業務が完了した際には、経費報告書を提出すること。

⑵　委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等）が必要であり、精算の際には県がそれらの証

拠書類を検査した上で支払うものであること。

⑶　委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。

⑷　委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から５年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。

⑸　委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（様式任意）を作成し、契約締結までに県に提示すること。

⑹　委託業務の実施に当たって、財産の取得は原則として認めない。

⑺　事業費として計上できない経費（事業内容に応じて削除）

ア　建物等施設に関する経費

イ　事業内容に照らして当然備えるべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ　事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ　その他事業に関係のない経費

⑻　自社調達の利益排除について

対象経費に受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合には、調達価格に含まれる利益を排除する必要があることから、自社調達を予定している場合はその内容を明らかにし、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって対象経費に計上すること。

７　納品物

⑴　中間報告

調査期間の中間で、調査票の配布及び回収状況について報告する。

業務期間終了日、15日前までに調査報告の概要を提出する。

⑵　調査報告書及び経費報告書

業務完了時に提出。形式については、Word、Excel 又は PDF 等のデータとする。

報告書の提出にあたっては、県担当者とあらかじめ内容を調整した上で、提出すること。

報告書の概要版についても併せて作成すること。

⑶　本業務を通じて収集した調査票、各種統計情報及び調査分析結果を含む関連資料一式

業務完了時に提出するものとし、形式については、改めて沖縄県と調整すること。

⑷　業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに

必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

⑸　調査報告書の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務に当たり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

⑹　調査報告書に係る著作者人格権を行使しないこと。

８　再委託に関する事項

⑴　一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。（当該調査の実態調査の精度を高めるため、上記２－⑴－⑥の再委託による調査を妨げるものではない。）

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

≪契約の主たる部分≫

・契約金額の50%を超える業務
・調査設計企画及び調査結果分析などの根幹的な業務

⑵　再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者､暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

⑶　再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

≪その他、簡易な業務≫

・調査票の収集・整理
・複写・印刷・製本（デザイン構成含む。）
・調査票の入力及び集計

９　その他

本業務に関して得られた情報は、沖縄県の事前の許可なく第三者に開示してはならない。

また、本仕様書に定める事項について生じた疑義、又は、本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとする。